

## 那須地区広域行政のあゆみ

- 昭和36年 5月 大田原市、黒磯町、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町1市4町1村により那須地区結核検診組合設立
- 7月 レントゲン車購入 結核検診業務を実施
- 11月 那須地区し尿消化組合設立
- 38年 3月 那須地区結核検診組合を名称変更し那須地区保健予防組合設立
- 8月 大田原赤十字病院内に伝染病隔離病舎設置（病床数30床）
- 11月 し尿第一処理場完成（処理量60kℓ/日）
- 40年 3月 し尿第二処理場完成（処理量40kℓ/日）
- 10月 那須地区し尿消化組合を解散、那須地区保健予防組合を名称変更、那須地区保健衛生組合設立
- 45年 4月 塩谷郡塩原町が組合加入
- 8月 組合規約一部変更  
「と畜場設置に関する事務」を加える
- 46年 4月 南那須4町と伝染病隔離病舎利用協定を結ぶ
- 7月 し尿第二処理場増改築（処理量90kℓ/日）
- 9月 食肉センター完成（大動物20頭、小動物100頭）
- 10月 黒磯町 市制施行（S45.11.1）により、2市4町1村に改める  
組合規約一部変更  
「と畜場維持管理に関する事務」を加える
- 47年 4月 那須地区広域行政推進協議会設立
- 7月 自治省の広域市町村圏に設定、「那須地区広域市町村圏」となる
- 48年 3月 那須地区広域行政推進協議会解散
- 4月 那須地区保健衛生組合を那須地区広域行政事務組合に改める
- 4月 組合規約一部変更  
「共同研修に関する事務」を加える
- 7月 組合規約一部変更  
「広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務」を加える
- 10月 組合規約一部変更  
「広域研修センター設置及び管理運営に関する事務」を加える
- 49年 3月 広域研修センター完成
- 7月 組合規約一部変更（事務所移転に伴う規約変更）
- 50年 3月 し尿第一処理場3次処理施設新設
- 53年 3月 食肉センター汚水処理施設増設

- 昭和53年10月 組合規約一部変更  
「救急医療対策事業実施要綱に関する事務」を加える
- 55年 2月 組合規約一部変更  
「心身障害児通園事業に基づく施設の設置及び管理運営に関する事務」を加える
- 4月 心身障害児母子通園ホーム「なすの園」完成(定員20名)
- 12月 大田原赤十字病院増改築に伴い伝染病隔離病舎解体  
塩谷広域行政組合伝染病隔離病舎に2か年委託
- 56年 9月 第2衛生センター完成(処理量150kℓ/日)
- 57年 4月 塩谷郡塩原町を区域変更(S57.4.1)により那須郡塩原町に改める
- 10月 し尿第二処理場廃止、解体
- 10月 大田原赤十字病院東館内に伝染病隔離病舎移設(病床数30床)
- 61年 2月 組合規約一部変更  
法改正により「浄化槽清掃業の許可、し尿及び浄化槽汚泥の処分、処理施設の管理運営並びに処理計画に関する事務」を加える
- 63年 2月 広域研修センター増築「教育資料センター」完成
- 3月 第1衛生センター完成(処理量60kℓ/日)
- 平成元年 2月 し尿第一処理場廃止、解体
- 4月 組合規約一部変更  
結核検診事務条項よりエックス線自動車の管理運営を除く救急医療対策事業条項に「在宅当番医制事業の実施及び病院群輪番制病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務」を加える
- 4月 レントゲン車廃車、エックス線業務は栃木県保健衛生事業団へ委託
- 4月 伝染病隔離病舎移設(病床数10床)  
塩谷広域行政組合(1市4町)と隔離病舎利用協定を結ぶ
- 2年 4月 組合規約一部変更  
「一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を加える
- 4年 9月 ふるさと市町村圏の選定を受ける
- 11月 組合規約一部変更  
「ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務」を加える
- 6年 3月 組合規約一部変更  
最終処分場に関する条項「(黒磯市に係るものを除く)」を加える
- 7年 3月 第2衛生センター基幹的施設整備完了(受入、前処理設備関係)

- 4月 組合規約一部変更  
「結核予防法に基づく健康診断及び予防接種に関する事務」を削除する  
(結核健康診断事務を構成市町村へ事務移管)
- 9年 3月 一般廃棄物管理型最終処分場「黒羽グリーンオアシス」完成(埋立量:  
173,100m<sup>3</sup>/15年)
- 10年 3月 第2衛生センター基幹的施設整備完了(汚泥処理、焼却設備関係)
- 11年 3月 第1衛生センター基幹的施設整備完了  
(前処理、汚泥処理設備関係整備、乾燥焼却設備撤去)
- 3月 食肉センター管理棟新築工事完了  
食肉センター解体処理室増改築工事完了(0-157対策事業)
- 4月 組合規約一部変更  
「ごみ処理施設建設に関する事務及び視聴覚ライブラリーの設置及び維持管理に関する事務」を加える  
「伝染病予防法に基づく患者の収容と隔離病舎及び施設の管理運営に関する事務」を削除する
- 4月 教育委員会設置
- 10月 心身障害児母子通園ホーム「なすの園」を名称変更し、こども発達支援センター「なすの園」とする
- 14年 3月 食肉センター解体処理室等改修工事完了(BSE対策、0-157対策事業)
- 15年 3月 組合規約一部変更  
「ごみ処理施設建設に関する事務」を「大田原市、湯津上村、黒羽町及び那須町における共同ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務」に改め、「黒磯市、西那須野町及び塩原町における共同ごみ処理施設の建設に関する事務」を加える
- 3月 広域クリーンセンター大田原 ごみ焼却施設完成(60t/24h×2炉)
- 4月 広域クリーンセンター大田原 リサイクルプラザ完成(14t/5h)
- 16年 4月 組合規約一部変更  
小児救急医療対策事業実施要綱に基づく小児救急医療施設運営事業のうち「小児救急拠点病院運営事業に係る補助金交付に関する事務」を加える
- 7月 「障害児通園(デイサービス)事業実施要綱(平成10年障第476号)」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に改める
- 11月 「救急医療対策事業実施要綱(昭和52年医発第692号)」に基づく救急医療対策事業のうち、在宅当番医制事業の実施及び病院群輪番制病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務を「救急医療対策事業のうち、在宅当番医制事業の実施及び救急医療対策事業実施要綱(昭和52年医発第

692号) に基づく病院群輪番制病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務」に改める

- 17年 1月 黒磯市、西那須野町、塩原町が那須地区広域行政事務組合を脱退し、新たに那須塩原市として加入 (H17. 1. 1 市町村合併)  
組合関係市町村を大田原市、那須塩原市、湯津上村、黒羽町、那須町の2市2町1村とする  
市町村合併の特例に関する法律 (昭和46年法律第6号) 第9条の2第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う変更及び共同ごみ処理施設の建設に関する事務の変更
- 10月 黒羽町、湯津上村が那須地区広域行政事務組合を脱退し、その事務を大田原市が引継ぐ (H17. 10. 1 市町村合併)  
組合関係市町村を大田原市、那須塩原市、那須町の2市1町とする
- 18年 1月 救急医療対策事業実施要綱 (昭和52年医発第692号) の一部改正に伴い病院群輪番制病院運営事業運営費を廃止
- 3月 組合議員定数変更
- 7月 組合規約一部変更  
障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) が制定されたことに伴い、こども発達支援センターなすの園の根拠法を、「児童福祉法 (昭和22年法律第164号)」から「障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第5条第7項」に改める
- 21年 2月 一般廃棄物管理型最終処分場「黒羽グリーンオアシス」埋立て期間延長 (環境保全協定H21. 2. 2締結) 延長期間: 平成24年4月4日～平成34年3月31日 (10年間)
- 3月 第2期ごみ処理施設完成「リサイクル関連施設」 (H21. 3. 25)
- 5月 第2期ごみ処理施設完成「熱回収関連施設」 (H21. 5. 29)
- 6月 第2期ごみ処理施設 (リサイクル関連施設・熱回収関連施設・土地) 那須塩原市へ無償譲渡 (H21. 6. 10)
- 22年 4月 こども発達支援センターなすの園を指定管理者制度に移行
- 23年 1月 組合規約一部変更  
「視聴覚ライブラリーの設置及び維持管理に関する事務」を削除する。
- 3月 東日本大震災  
広域クリーンセンター大田原、研修センター、食肉センター等被災  
〃 教育委員会廃止
- 24年 1月 組合規約一部変更  
「那須地区夜間急患診療所の管理運営に関する事務」を加え、「広域市

町村圏計画の策定及び連絡調整に関する事務及びふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に関する事務」を削除する

3月 組合規約一部変更

「こども発達支援センターなすの園の運営」を「こども発達支援センターなすの園の設置及び管理運営に関する事務」に改める

7月 那須赤十字病院内に那須地区夜間急患診療所を開設

8月 研修センター耐震補強等改修工事完了

26年 10月 組合規約一部変更

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物最終処分場」を「黒羽グリーンオアシス」に改め、「共同一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を加え、「共同一般廃棄物最終処分場及び広域クリーンセンター大田原の関係市町」を別表に掲げる

28年 10月 組合規約一部変更

「在宅当番医制事業の実施及び病院群輪番制病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務」を「在宅当番医制事業の実施に関する事務」に「小児救急医療対策事業実施要綱（平成14年医厚第747号）に基づく小児救急医療施設運営事業のうち小児救急拠点病院運営事業に係る補助金の交付に関する事務」を「栃木県が定める救急医療施設運営費等補助金交付要領に掲げられた病院群輪番制病院運営等事業及び小児救急医療支援事業に係る補助金の交付に関する事務」に改める

29年 10月 組合規約一部変更

「こども発達支援センターなすの園の設置及び管理運営に関する事務」を「こども発達支援センターなすの園の設置及び管理運営及び廃止（民営化及び財産の譲与に関する事務を含む。）に関する事務」に改める

29年 12月 組合規約一部変更

「こども発達支援センターなすの園の設置及び管理運営及び廃止（民営化及び財産の譲与に関する事務を含む。）に関する事務」を「こども発達支援センターなすの園の財産の譲受人に対する補助金の交付に関する事務」に改める

30年 3月 第1衛生センターの休止

4月 こども発達支援センターなすの園廃止

31(2019)年 4月 組合規約一部変更

「こども発達支援センターなすの園の財産の譲受人に対する補助金の交付に関する事務」を削除する

令和2(2020)年 4月 那須地区食肉センター廃止

2(2020)年 5月 広域クリーンセンター大田原灰溶融炉設備の廃止

3(2021)年 4月 組合規約一部変更

「と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づくと畜場の設置並びに維持

管理に関する事務」を削除する

組合の地番を493番地に改める

3 (2021)年 11月 組合規約一部変更

「共同一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」を「那須グリーンネクサスの設置及び管理運営に関する事務」に改める

4 (2022)年 3月 一般廃棄物最終処分場「那須グリーンネクサス」完成（埋立量：

約51,000m<sup>3</sup>／15年間を想定）

広域クリーンセンター大田原焼却施設基幹的設備改良工事完了（発電設備設置）